

福井県
依存症対策アクションプラン

令和 7 年 3 月

目次

Ⅰ 基本的事項	Ⅰ
(1) アクションプラン策定の趣旨	Ⅰ
(2) アクションプランの位置づけ.....	Ⅰ
(3) アクションプラン期間	2
2 現状と課題	3
(1) 福井県における依存症患者の状況	3
(2) アルコール健康障害にかかる現状	3
① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合.....	3
② 妊婦の飲酒率.....	4
③ 飲酒運転による検挙件数.....	4
④ 成人1人当たりの酒類販売(消費)数量.....	5
⑤ 飲酒による少年の補導件数.....	5
(3) 薬物依存症にかかる現状.....	5
① 薬物犯罪の検挙人員.....	5
② 薬物犯罪の検挙人員割合(令和5年、年齢階級別)	6
③ 覚醒剤事犯における再犯者率の推移	7
④ 特別法犯少年の検挙・補導状況および不良行為少年の補導状況.....	7
(4) ギャンブル依存症にかかる現状.....	7
① 県内の遊技場店舗数および機械設置台数	7
② 全国の状況.....	8
(5) 福井県における支援の状況	9
① 専門医療機関、治療拠点機関、相談拠点機関の選定状況	9
② 依存症相談拠点機関等の相談対応の状況.....	10
③ 依存症を考えるセミナー実施状況.....	10
④ 依存症回復プログラム実施状況	11
⑤ 依存症家族教室実施状況	11
(6) 依存症にかかる課題	11
① アルコール健康障害にかかる課題.....	11
② 薬物依存症にかかる課題	12
③ ギャンブル等依存症にかかる課題	12

3 基本的な考え方	14
(1) 基本理念	14
(2) 基本的な方向性	14
ア 正しい知識の普及および依存症等を未然に防ぐ社会づくり	14
イ 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり	14
ウ 依存症の治療が身近な地域で可能な医療体制づくり	14
エ 当事者と家族の生きづらさを包摂し、支える地域づくり	14
4 計画の重点課題および達成目標と重点施策	15
(1) アルコール健康障害対策	15
重点課題①	15
飲酒に伴うリスクに関する知識の普及、将来にわたるアルコール健康障害の発生予防	15
重点課題②	15
アルコール依存症の早期発見・早期治療・早期回復支援につなげていく体制整備	15
(2) 薬物依存症対策	15
重点課題①	15
薬物使用のリスクに関する知識の普及、将来にわたる薬物依存症の発生予防	15
重点課題②	15
薬物依存症に関する予防および相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備	15
(3) ギャンブル依存症対策	16
重点課題①	16
のめり込みによるリスクに関する知識の普及、将来にわたるギャンブル依存症の発生予防	16
重点課題②	16
ギャンブル依存症に関する予防および相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備	16
5 基本的施策	17
(1) アルコール健康障害対策	17
① 発生予防	17
② 進行予防	19
③ 再発予防	20
(2) 薬物依存症対策	22
① 発生予防	22
② 進行予防	23

③ 再発予防	24
(3) ギャンブル依存症対策.....	26
① 発生予防	26
② 進行予防	27
③ 再発予防	28
6 推進体制	30
(1) 関連施策との有機的な連携.....	30
(2) 見直しの考え方および計画の推進体制.....	30

I 基本的事項

(1) アクションプラン策定の趣旨

依存症とは、アルコールや薬物やギャンブルといった特定の物質や行為を「やめたくても、やめられない」状態になり、習慣的に依存物質の摂取や依存行為を繰り返していくうちに進行し、学業や仕事などの日常生活や健康、社会生活に重大な支障を及ぼす精神疾患です。本人の意志や性格の問題と誤解されることが多くありますが、特定の物質摂取や行為をコントロールする脳の機能が弱くなる精神疾患の一つであり、一般の病気と同じで、誰でも発症する可能性のある疾病です。依存症は「否認の病気」ともいわれ、本人は自分が置かれている状況や問題を認めることができなくなることがあり、回復のためには継続的な治療や支援が必要とされています。

大別すると、アルコール、薬物などの物質に依存する「物質依存」とギャンブル、ゲーム、買い物などの行為に依存する「行動嗜癖」に分類されますが、その原因と症状に類似性を持つことが認められた病気です。

依存症は、これまで、正しい知識の欠如やそれに伴う偏見等により、一般の認識が極めて低い疾患でした。しかし、近年、社会的な関心の高まりを受けて、「アルコール健康障害対策基本法」（平成 25 年法律第 109 号）が平成 26 年 6 月に施行され、「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成 30 年法律第 74 号）が平成 30 年 10 月に施行されるなど関連法律の成立等が相次いでおり、各都道府県において計画を策定し、国民的な課題として取組の強化を図ることとされています。また、依存症は、それ自体の治療、回復も重要ですが、飲酒運転、多重債務、自殺、犯罪などの深刻な問題に密接に関連しており、それらを含めた対策が求められています。

福井県においては、令和 2 年 3 月に策定した「福井県アルコール依存症対策推進要綱」に基づき各種施策に取り組んできましたが、令和 6 年 3 月に策定された第 8 次福井県医療計画に基づき、依存症患者に対する包括的な支援を実施するため福井県依存症対策推進協議会を設置し、アルコール健康障害、ギャンブル依存症、薬物依存症も含めた依存症対策を総合的に推進するため、「福井県依存症対策アクションプラン」を策定します。

アクションプランは、アルコール健康障害対策基本法、ギャンブル等依存症対策基本法等の理念を踏まえつつ、依存症等対策を発生予防から進行予防、再発予防の各段階に応じて推進します。

また、アルコール、薬物、ギャンブル等といった依存症等対策を縦割りでは対応するのではなく、限られた社会資源を効率的かつ有益に活用する上で一体的なプランとして策定を行い、これら施策の有機的な連携を図るものです。

(2) アクションプランの位置づけ

第 8 次福井県医療計画および本アクションプランを、アルコール健康障害対策基本法第 14 条第 1 項の規定およびギャンブル等依存症対策基本法第 13 条第 1 項の規定による都

道府県計画と位置づけ、第 8 次福井県医療計画における具体的な施策の取組および進捗管理を行うため本アクションプランを策定します。

(3) アクションプラン期間

令和 7 年度(2025 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までの5年間とします。

なお、第8次福井県医療計画に併せ、必要に応じて中間見直しを行います。

2 現状と課題

(1) 福井県における依存症患者の状況

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症の令和3年度の全国の外来（通院）患者数は、アルコール依存症が約14.9万人、薬物依存症が約1.9万人、ギャンブル等依存症が約0.4万人となっています。入院患者数は、アルコール依存症が約5.5万人、薬物依存症が約0.6万人、ギャンブル等依存症が311人となっています（図表1）。

福井県における令和3年度の外来（通院）患者数は、アルコール依存症が830人、薬物依存症が113人、ギャンブル等依存症が14人となっています。入院患者数は、アルコール依存症が371人、薬物依存症が33人となっています（図表2）。

図表1 依存症患者数 全国の推移（人）

全国		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
アルコール依存症	外来患者数	115,502	122,098	129,100	132,185	135,567	141,458	148,326	147,344	149,262
	入院患者数	59,495	62,349	66,138	66,886	67,791	69,652	69,893	58,798	55,251
薬物依存症	外来患者数	15,125	16,027	16,746	17,069	17,639	18,281	19,173	19,557	19,800
	入院患者数	5,699	6,044	5,712	5,811	6,038	6,004	6,251	6,130	5,810
ギャンブル等依存症	外来患者数	1,000	1,294	1,803	2,097	2,603	3,264	4,070	4,110	3,866
	入院患者数	202	216	261	277	304	374	395	385	311

出典：厚生労働省 精神保健福祉資料

図表2 依存症患者数 福井県の推移（人）

福井県		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
アルコール依存症	外来患者数	764	779	810	801	781	807	858	823	830
	入院患者数	383	402	449	409	411	426	441	345	371
薬物依存症	外来患者数	73	75	93	81	78	97	101	109	113
	入院患者数	30	21	36	47	42	43	44	34	33
ギャンブル等依存症	外来患者数	—	—	1-9	1-9	17	18	21	26	14
	入院患者数	0	0	—	—	—	1-9	—	0	—

出典：厚生労働省 精神保健福祉資料

(2) アルコール健康障害にかかる現状

① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合

生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の年次推移では、全国では横ばいで推移しているのに対し、福井県では減少傾向にあります（図表3）。年齢階級別では、全国では男性が40～60歳代の割合が多く、女性では30～50歳代の割合が高くなっています。福井県では、男性では40歳代、女性では40、50歳代の割合が多い現状です（図表4）。

図表3 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合（年次推移）（％）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和4年度	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
全国	14.6	9.1	14.7	8.6	15.0	8.7	14.9	9.1	13.5	9.0
福井県	19.2	6.3	—	—	—	—	—	—	12.1	5.9

出典：厚生労働省 国民健康・栄養調査
福井県健康政策課 県民健康・栄養調査

図表4 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合（年齢階級別）（％）

	総数		20-29歳		30-39歳		40-49歳		50-59歳		60-69歳		70歳以上	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
福井県(R4)	12.1	5.9	0.0	0.0	11.5	9.0	21.9	10.0	14.5	12.9	12.6	3.9	9.1	1.3
【参考】全国(R1)	14.9	9.1	6.4	5.3	13.0	11.7	21.0	13.9	19.9	16.8	19.7	8.4	8.5	3.5

出典：厚生労働省 国民健康・栄養調査
福井県健康政策課 県民健康・栄養調査

※「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者」とは、1日当たりの純アルコール摂取量が男性で40g以上、女性20g以上の者とし、以下の方法で算出された値とした。R4についてはBDHQで得られた値を用いた。
①男性：「毎日×2合以上」＋「週5～6日×2合以上」＋「週3～4日×3合以上」＋「週1～2日×5合以上」＋「月1～3日×5合以上」
②女性：「毎日×1合以上」＋「週5～6日×1合以上」＋「週3～4日×1合以上」＋「週1～2日×3合以上」＋「月1～3日×5合以上」
※ 清酒1合（180ml）は、次の量にほぼ相当する。
ビール・発泡酒中瓶1本（約500ml）、焼酎20度（135ml）、焼酎25度（110ml）、焼酎35度（80ml）、チューハイ7度（350ml）、ウイスキーダブル1杯（60ml）、ワイン2杯（240ml）

② 妊婦の飲酒率

妊婦の飲酒率は、全国では横ばいで推移しています。福井県においては、年度によって増減はありますが、概ね全国平均より低くなる傾向です（図表5）。

図表5 妊婦の飲酒率（％）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全国	0.8	0.9	0.9	1.0
福井県	0.5	0.6	2.1	0.4

出典：こども家庭庁
母子保健事業の実施状況等調査

③ 飲酒運転による検挙件数

令和5年の飲酒運転による人身事故件数は、全国では2,346件、福井県においては20件と、いずれも令和4年と比較し増加しました。検挙件数は、全国では2万件を超え、福井県では175件であり、近年減少傾向にありましたが、増加に転じています（図表6、図表7）。

図表6 飲酒運転による人身事故件数等の推移（全国）（件）

全国	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人身事故件数	3,046	2,522	2,198	2,167	2,346
検挙件数	25,434	22,458	19,801	19,820	21,467
死亡事故件数	176	159	152	120	112

出典：内閣府 交通安全白書
警察庁 道路の交通に関する統計

図表7 飲酒運転による人身事故件数等の推移（福井県）（件）

福井県	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人身事故件数	23	12	13	9	20
検挙件数	223	156	155	119	175
死亡事故件数	2	3	3	1	0

出典：福井県警察
福井県の治安情勢

④ 成人1人当たりの酒類販売（消費）数量

令和4年の成人1人当たりの酒類販売（消費）数量は、全国では75.4リットル、福井県では68.8リットルであり、全国、福井県ともに減少傾向にあります（図表8）。

図表8 成人1人当たりの酒類販売（消費）数量（ℓ）

	平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全国平均	79.3	78.1	75.0	74.3	75.4
福井県	73.1	74.7	71.8	69.0	68.8

出典：国税庁 酒のしおり

⑤ 飲酒による少年の補導件数

令和4年の飲酒による少年の補導件数は、全国では13,160件、福井県では78件であり、減少傾向にあります（図表9）。

図表9 飲酒による少年の補導件数（人）

		平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
補導件数	全 国	13,371	13,895	12,806	13,815	13,160
	福井県	75	96	105	90	78

出典：警察庁 警察白書
福井県県民安全課
福井の青少年

（3）薬物依存症にかかる現状

① 薬物犯罪の検挙人員

薬物犯罪の検挙人員のうち、覚醒剤事犯の件数が全国では減少傾向にあるが、福井県で

は令和4年以降増加傾向にあり、令和5年は50件でした。大麻等事犯は全国で増加傾向にあり、令和5年は6,482件でしたが、福井県では横ばいで推移しており、令和5年は28件でした。麻薬等事犯は、全国では増加傾向にある中、福井県においては令和3年の11件をピークに減少傾向にあり、令和5年は5件でした。福井県における薬物犯罪全体の検挙人員は増加傾向にあります(図表10、図表11)。

図表10 薬物犯罪の検挙人員(全国)(人)

全 国	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
覚 醒 剤	8,584	8,471	7,824	6,124	5,914
大 麻	4,321	5,034	5,482	5,342	6,482
麻 薬 等	457	562	541	673	928
計	13,362	14,067	13,847	12,139	13,324

出典:警察庁
令和5年における
組織犯罪の情勢

図表11 薬物犯罪の検挙人員(福井県)(人)

福井県	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
覚 醒 剤	46	40	29	43	50
大 麻	17	22	29	27	28
麻 薬 等	1	1	11	7	5
計	64	63	69	77	83

出典:福井県警察
令和5年福井県の治安情勢

② 薬物犯罪の検挙人員割合(令和5年、年齢階級別)

覚醒剤事犯では、全国では40、50歳代以上が、福井県では40歳代が30%を占めている状況です。大麻事犯では、全国では20歳代以下が73.6%を占めており、福井県では20歳代以下、30歳代が30%以上を占めています(図表12)。

図表12 薬物犯罪の検挙人員割合(令和5年、年齢階級別)(%)

		20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代以上
覚 醒 剤	全国	15.7	21.6	30.5	32.3
	福井県	16.0	28.0	30.0	26.0
大 麻	全国	73.6	15.0	8.1	3.3
	福井県	39.3	39.3	21.4	0.0

出典:警察庁
令和5年における
組織犯罪の情勢
福井県警察
令和5年福井県の治安情勢

③ 覚醒剤事犯における再犯者率の推移

覚醒剤事犯における再犯者率は、60%後半で推移しており、他の薬物再犯者率と比較し高い傾向にあります(図表13)。

図表13 覚醒剤事犯における再犯者率の推移 (%)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
再犯者率	66.0	68.6	66.9	67.7	66.0

出典:厚生労働省
「第六次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップ

④ 特別法犯少年の検挙・補導状況および不良行為少年の補導状況

大麻取締法による少年の検挙・補導の状況を見ると、全国では令和5年に急増、1,222人となり、全体(6,482人)の約2割が少年でした。福井県では毎年1~3人で推移しています(図表14)。

薬物乱用により補導された少年は、全国では増加傾向にあり、令和4年は139人でした。福井県では0~2人で推移しています(図表15)。

図表14 特別法犯少年の検挙・補導状況 (人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
大麻取締法	全国	429	609	887	994	912	1,222
	福井県	1	3	1	1	3	-

出典:警察庁 令和5年における組織犯罪の情勢
警察庁令和4年における組織犯罪の情勢
福井県県民安全課 福井の青少年 令和5年度版

図表15 不良行為少年の補導状況 (人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
薬物乱用	全国	—	—	110	120	139
	福井県	0	2	1	2	0

出典:警察庁 警察白書
福井県県民安全課 福井の青少年 令和5年度版

(4) ギャンブル依存症にかかる現状

① 県内の遊技場店舗数および機械設置台数

福井県内の遊技場店舗数は年々減少しており、令和5年は60軒でした。遊戯機械設置台数も減少傾向にあります(図表16)。

図表16 遊技場店舗数および機械設置台数（軒、台）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
店舗数	72	68	64	62	60
パチンコ遊技機	22,790	21,860	20,572	19,826	19,404
回胴式遊技機	11,033	10,666	10,247	9,639	10,273

出典：全日本遊技事業協同組合連合会 HP

② 全国の状況

令和5年度「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題実態調査」に関する報告書（独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター（2024年8月））によれば、過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる（PGSI 得点8点以上）のは40歳代、30歳代の割合が多いということでした。また、過去1年間に最もお金を使ったギャンブルの種類はぱちんこ・パチスロで、競馬・競輪・競艇・オートレースでインターネットを使ったギャンブル割合が最も高くなっています（図表17）。さらに、ギャンブル依存が疑われるものにおいては、新型コロナ拡大前と比較し、インターネットを使ったギャンブルをすることが増えた割合が、そうでないものと比べて高い傾向にあります。ギャンブル依存が疑われるものは、うつ、不安が強い傾向にあり、自殺念慮の経験割合も高いという結果が出ています。

図表17 公営競技への投票・証券の信用取引等の購入手段

(PGSI 8点以上/未満別・全体)

ギャンブルの種類	PGSI 得点	ギャンブル場 /場外売り場	オンライン (インターネット)	ギャンブル場/場外とオ ンラインの両方	合計
競馬	8点未満	178(33.7%)	300(56.8%)	50(9.5%)	528
	8点以上	13(34.2%)	17(44.7%)	8(21.1%)	38
競輪	8点未満	21(32.8%)	40(62.5%)	3(4.7%)	64
	8点以上	5(27.8%)	10(55.6%)	3(16.7%)	18
競艇	8点未満	59(49.2%)	53(44.2%)	8(6.7%)	120
	8点以上	4(23.5%)	7(41.2%)	6(35.3%)	17
オートレース	8点未満	8(42.1%)	9(47.4%)	2(10.5%)	19
	8点以上	1(11.1%)	8(88.9%)	0(0.0%)	9
宝くじ (ロト・ナンバーズ等を含む)	8点未満	1,535(77.3%)	361(18.2%)	90(4.5%)	1,986
	8点以上	36(64.3%)	13(23.2%)	7(12.5%)	56
スポーツ振興くじ (toto、BIG、WINNER等)	8点未満	84(29.0%)	199(68.6%)	7(2.4%)	290
	8点以上	5(33.3%)	10(66.7%)	0(0.0%)	15
証券の信用取引、先物取引 市場への投資、FX	8点未満	32(16.4%)	159(81.5%)	4(2.1%)	195
	8点以上	1(8.3%)	10(83.3%)	1(8.3%)	12
その他のギャンブル	8点未満	5(55.6%)	4(44.4%)	0(0.0%)	9
	8点以上	1(33.3%)	1(33.3%)	1(33.3%)	3

※ PGSI 回答不備などを集計から一部除外

出典：独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター

令和5年度「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題実態調査」に
関する報告書（（2024年8月）

PGSI:ギャンブル問題の自己式スクリーニングテスト(得点範囲 0~27点)
8点以上の者を「ギャンブル等依存が疑われるもの」としている

(5) 福井県における支援の状況

① 専門医療機関、治療拠点機関、相談拠点機関の選定状況

福井県では、精神科病院や診療所で依存症治療を受けることができる体制となっているところですが、より専門的な医療を提供することができるアルコール依存症専門医療機関として、令和2年12月に嶺南こころの病院を選定し、専門的な医療の提供と、相談機関や一般医療機関および依存症回復支援機関等と連携した取り組みを行っています。

また、アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル依存症の相談拠点機関として令和2年4月に精神保健福祉センターを選定しています。

令和7年3月、アルコール依存症専門医療機関として福井県立病院を、ギャンブル依存症専門医療機関として嶺南こころの病院を新たに選定しました。また、福井県立病院および嶺南こころの病院をアルコール依存症の治療拠点機関として新たに選定しました(図表18)。

図表18 専門医療機関、治療拠点機関、相談拠点機関の選定状況（R7.3末現在）

	機関名(依存症別)		
専門医療機関	福井県立病院 (アルコール依存症)	嶺南こころの病院 (アルコール依存症)	嶺南こころの病院 (ギャンブル等依存症)
治療拠点機関	福井県立病院 (アルコール依存症)		嶺南こころの病院 (アルコール依存症)
相談拠点機関	精神保健福祉センター (アルコール依存症・薬物依存症・ギャンブル依存症)		

【依存症専門医療機関】

依存症に関する所定の研修を修了した医療スタッフを配置し、専門性を有した医師が担当する入院医療や依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行うなど、依存症に関する専門的な医療を提供できる医療機関

【依存症治療拠点機関】

医療機関を対象とした依存症に関する研修や、専門医療機関の活動実績の取りまとめを行うなど、県内の依存症専門医療機関の連携拠点となる医療機関

② 依存症相談拠点機関等の相談対応の状況

福井県では令和2年4月に精神保健福祉センターを依存症相談拠点機関に選定しました。精神保健福祉センターおよび各健康福祉センターでは面接、訪問、電話等により当事者・家族からの相談に対応しています。アルコール依存症およびギャンブル依存症に関する相談が増加傾向にあり、特に、令和5年度のギャンブル依存症に関する相談件数は、令和元年に比較して3.4倍となる187件でした(図表19)。

図表19 相談件数(面接、訪問、電話等による相談 関係機関との連絡調整含む)

	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	精神保健福祉センター	健康福祉センター	計	精神保健福祉センター	健康福祉センター	計	精神保健福祉センター	健康福祉センター	計	精神保健福祉センター	健康福祉センター	計	精神保健福祉センター	健康福祉センター	計
アルコール	54	144	198	213	76	289	279	19	298	261	94	355	258	228	486
薬物	27	85	112	121	41	162	24	2	26	12	3	15	42	20	62
ギャンブル	44	11	55	186	4	190	177	3	180	133	1	134	168	19	187

出典:福井県障がい福祉課

③ 依存症を考えるセミナー実施状況

精神保健福祉センターでは、当事者や家族、関係機関など広く県民を対象として、依存症の基本的な知識や対処方法を学ぶセミナーを実施しています。令和5年度は12回実施し、参加者は252人でした(図表20)。

図表20 依存症を考えるセミナー実施状況（回、人）

開催回数	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
回数・参加者数	12	145	10	275	12	180	12	235	12	252

出典：福井県障がい福祉課

④ 依存症回復プログラム実施状況

精神保健福祉センターでは、当事者を対象とした依存症回復プログラムを実施しています。アルコール等を止め続けるために必要なことをテキストを用いて参加者同士が学び合っており、令和5年度は34回開催し、延213人が参加しました（図表21）。

図表21 依存症回復プログラム実施状況（回、人）

	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	回数	実人員	延人員	回数	実人員	延人員	回数	実人員	延人員	回数	実人員	延人員	回数	実人員	延人員
参加者	33	13	204	31	22	245	30	24	158	34	19	173	34	31	213

出典：福井県障がい福祉課

⑤ 依存症家族教室実施状況

精神保健福祉センターでは、家族を対象とした依存症家族教室を実施しています。家族ができる依存症の対応方法について学んでおり、令和5年度は6回開催し、延33人が参加しました（図表22）。

図表22 依存症家族教室実施状況（回、人）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
回数・参加者数	3	14	6	30	6	18	6	33

出典：福井県精神保健福祉センター 事業概要

(6) 依存症にかかる課題

① アルコール健康障害にかかる課題

アルコール健康障害対策については、令和2年に策定した福井県アルコール健康障害対策要綱において、「妊娠中の飲酒をなくす」「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少」を設定し、取り組みを進めてきました。「妊娠中の飲酒をなくす」については、令和5年度の妊産婦の飲酒率は0.4%と低下しているものの、引き続き取り組みを進めていく必要があります。「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少」については、令

和2年までに男性13%、女性5.2%まで減少させることを目標としていましたが、令和4年度末現在では男性12.1%、女性5.9%という状況であり、男性は目標を達成しましたが、女性については割合は改善しているものの目標の達成に至っていません。

また、飲酒による少年の補導件数については、令和2年の105人をピークに減少しているものの、令和4年には78人の少年が補導されています。20歳未満の者は自分を理性的にコントロールする力が十分とはいえず、20歳未満のうちから飲酒を始めると、短期間でアルコール依存症になる危険性が高くなります。

これらの状況から、特に配慮を要する妊婦や少年に対する教育や啓発が必要です。

また、飲酒による社会的影響として、県内の飲酒運転による検挙件数は減少傾向になったものの、令和5年に増加に転じ175件となっています。国のアルコール健康障害対策基本計画においては、飲酒運転で検挙された者のうち、3割程度の者にアルコール依存症の疑いがあったことが報告されていることから、県民への発生を予防する啓発や飲酒運転で検挙された者のうちアルコール依存症の疑いのある者を早期に発見し、適切な相談や治療につなげることができよう関係機関との連携が必要です。

② 薬物依存症にかかる課題

薬物犯罪のうち、覚醒剤による薬物犯罪の検挙人員について、全国では減少傾向にある中、福井県では増加傾向にあります。大麻による薬物犯罪の検挙人員を年齢階級別にみると、全国では20歳代以下、福井県では30歳代、20歳代以下の若年層が多い状況です。政府広報によれば、「大麻は合法」「体に害はない」「依存性がないから一度なら大丈夫」等の誤った情報が広まったことで、近年若年層を中心に大麻による検挙が増えていると指摘されているため、青少年を中心とした広報や啓発が必要となります。

薬物事犯は再犯率の高さが問題視されており、特に覚醒剤事犯については再犯率が60%後半で推移していることから、適切な治療や効果的な社会復帰支援による再乱用防止が必要です。

③ ギャンブル等依存症にかかる課題

県内のギャンブル等に係る関係事業者の状況として、遊技場店舗数等は減少している一方で、公営競技場の売上は増加しています。また、精神保健福祉センターおよび健康福祉センターにおける依存症の相談件数も増加しています。

令和5年度「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題実態調査」に関する報告書（独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター（2024年8月））によれば、インターネットを使ったギャンブルの利用が増えている現状から、福井県内においても同様の傾向であると考えられます。

ギャンブル依存症は多重債務、貧困、自殺等の問題に密接に関連するため、多機関の連携・協力による取組が必要であり、教育ならびに広報活動等を通じた知識の普及が必要となります。

3 基本的な考え方

(1) 基本理念

アルコール健康障害対策基本法、ギャンブル等依存症対策基本法等の理念を踏まえつつ、依存症等の発生、進行および再発の各段階に応じた予防施策を実施するとともに、すべての当事者とその家族が日常生活および社会生活を安心して営むための支援を行うものとします。

また、依存症等対策を実施するにあたっては、医療、家族・子育て支援、健康増進、自殺防止、多重債務、犯罪予防などの関連施策との有機的な連携を図ります。

(2) 基本的な方向性

ア 正しい知識の普及および依存症等を未然に防ぐ社会づくり

依存症は病気であるとの理解が広がるように子どもから高齢者まで各世代に応じた啓発を行います。特に、若者を中心に依存症等についての正しい理解が広がるように教育・啓発を推進します。

イ 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり

依存症相談拠点(精神保健福祉センター)と各健康福祉センターが中心となり、依存症等の相談支援の場所を周知するとともに、幅広い関係機関や、当事者や家族会、回復支援施設等の民間団体等との連携により、適切な指導、相談、社会復帰の支援に早期につなげる体制づくりを行います。

ウ 依存症の治療が身近な地域で可能な医療体制づくり

依存症の治療が身近な地域において提供できるように、依存症専門医療機関および依存症治療拠点機関の選定など、医療体制の整備を推進します。

エ 当事者と家族の生きづらさを包摂し、支える地域づくり

当事者とその家族が地域で孤立することを防ぎ、居場所を失うことがないよう地域の関係機関が連携した取組や自助グループ・回復支援施設等の民間団体の活動強化により、依存症からの回復や社会復帰を支えます。

4 計画の重点課題および達成目標と重点施策

(1) アルコール健康障害対策

重点課題①

飲酒に伴うリスクに関する知識の普及、将来にわたるアルコール健康障害の発生予防

<達成目標>

ア 20歳未満の飲酒者、妊娠中の飲酒者をなくす

イ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を減らす

<重点施策>

ア 特に配慮を要する者（20歳未満の者、妊婦、若い世代）に対する教育・啓発

イ アルコール健康障害に関する正しい知識・理解の啓発

重点課題②

アルコール依存症の早期発見・早期治療・早期回復支援につなげていく体制整備

<達成目標>

ア 依存症専門医療機関と関係機関（内科、健診機関、相談機関、当事者・家族会、支援団体等の民間団体等）との情報共有による連携強化

イ アルコール依存症治療拠点機関の選定

<重点施策>

ア 当事者と家族を早期に相談、治療、回復支援につなげる連携体制の強化

イ 地域におけるアルコール依存症対策に携わる人材育成や専門医療機関等の連携拠点となる医療機関の整備

(2) 薬物依存症対策

重点課題①

薬物使用のリスクに関する知識の普及、将来にわたる薬物依存症の発生予防

<達成目標>

ア 大学生など若い世代に対する啓発を関係機関と連携して実施

<重点施策>

ア 薬物依存症に関する正しい知識・理解の啓発

重点課題②

薬物依存症に関する予防および相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

<達成目標>

ア 更生保護関係機関や医療機関、支援団体などの多機関の連携体制の構築

イ 薬物依存症治療拠点機関の選定

<重点施策>

ア 当事者と家族を相談、治療、回復支援につなげていくための連携体制の構築

イ 地域における薬物依存症対策に携わる人材育成や専門医療機関等の連携拠点となる医療機関の整備

(3) ギャンブル依存症対策

重点課題①

のめり込みによるリスクに関する知識の普及、将来にわたるギャンブル依存症の発生予防

<達成目標>

ア 大学生など若い世代に対する啓発を関係機関と連携して実施

<重点施策>

イ ギャンブル等依存症に関する正しい知識・理解の啓発

重点課題②

ギャンブル依存症に関する予防および相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

<達成目標>

ア 多重債務問題等の対応とギャンブル等依存症治療を同時に進めていける連携体制の構築

イ ギャンブル依存症治療拠点機関の選定

<重点施策>

ア 当事者と家族を相談、治療、回復支援につなげていくための連携体制の構築

イ 地域におけるギャンブル依存症対策に携わる人材育成や専門医療機関等の連携拠点となる医療機関の整備

5 基本的施策

(1) アルコール健康障害対策

酒類は県民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、酒類に関する伝統と文化は国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となりえます。

アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いとされています。

特に、糖尿病や高血圧等の身体疾患との関連が強いことから、治療に従事する医療機関にSBIRTS等の考え方を啓発していくことが重要です。また、アルコール健康障害は、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することなどにも留意し、以下の施策に取り組むこととします。

※SBIRTS(エスバーツ)

簡易なスクリーニングにより、「危険な飲酒」や「アルコール依存症疑い」等を判定し、適切な指導のもとに、必要な場合には専門治療や自助グループにつなげること

① 発生予防

飲酒に伴うリスクや、アルコール健康障害について正しく理解した上で、お酒と上手に付き合うことができる社会を作るための教育や啓発を推進するとともに、酒類関係事業者等による不適切な飲酒の誘引を防止するための取組を促進することで、アルコール健康障害およびアルコール関連問題の発生を予防します。

ア 教育の振興等

- 学習指導要領に基づき、小学校・中学校・高等学校での飲酒防止教育を推進します。

【保健体育課】

イ 不適切な飲酒への対策

- 青少年愛護センター補導員、青少年推進員等による、街頭補導や各種指導の場において、注意喚起を行います。

【県民安全課】

- 母子健康手帳交付時や妊婦健診、将来の妊娠のための健康管理(プレコンセプションケア)等の機会を通じて、妊娠中や授乳期の飲酒の健康影響等について普及啓発を行います。

【こども未来課】

- 多量飲酒に伴うリスクについて、「ふくい健康づくり応援サイト」、市町や職域における特定健診・特定保健指導等を通じて啓発し、不適切な飲酒を防止します。

【健康政策課】

- 街頭活動等を通じて酒類を飲酒し、または、その目的で酒類を所持する少年に対し、行為の中止を促し必要な注意・助言を行います。 【警察本部 人身安全・少年課】
- 酒類販売業者、酒類提供者等に対し、年齢確認の指導を行い、指導に応じない悪質な営業者に対しては積極的な取締りを行います。 【警察本部 人身安全・少年課】

ウ 依存症の正しい知識の普及

- アルコール関連問題啓発週間（毎年 11 月 10 日～同月 16 日まで）等の機会を通じ、女性や若年者、高齢者等の特有の影響に留意すべき者など、飲酒のリスクに関する知識やアルコール依存症の正しい知識・理解の普及啓発、広報を実施します。 【障がい福祉課】
- アルコール依存症等の問題に悩む当事者や家族、保健・医療・福祉等の関係者を対象に、アディクション（依存症）を考えるセミナーを月 1 回開催し、依存症の基本的な知識、その予防や回復、支援についての普及啓発を図ります。 【精神保健福祉センター】
- 家族や関係機関が、アルコール依存症について正しく理解し、適切な支援策について学ぶことを目的にアルコール関連問題研修会を年 1 回実施します。 【精神保健福祉センター】

エ 飲酒運転防止

- 四季の交通安全県民運動を通じて広報啓発等を行い、飲酒運転の根絶を図ります。 【県民安全課】
- 飲酒運転取締りおよび飲酒運転撲滅に向けた広報啓発等を行います。 【警察本部 交通企画課】

オ 様々な機関が連携した相談体制構築

- 福井県人権センターにおいて、アルコール依存症当事者の人権をはじめ、様々な人権問題の総合窓口として、人権相談員や弁護士が相談を受け付けます。 【地域福祉課】
- アルコール依存に起因した犯罪をした者やその家族等からの相談に保護司等が応じるとともに、必要に応じて就労・居住支援や福祉サービスへの引継ぎなどの支援を行います。 【地域福祉課】

カ 関係事業者の取組

- 福井県小売酒販組合連合会と連携し、啓発活動や研修を通じた不適切な飲酒の誘引を防止するための取組を促進します。【障がい福祉課】

② 進行予防

アルコール依存症は、アルコールの影響による身体疾患の問題も同時に引き起こすことが多いことを踏まえ、かかりつけ医等との連携を推進することにより、アルコール健康障害およびアルコール関連問題の進行を予防します。

ア 依存症に対する適切な医療を提供することができる医療機関の充実・確保

- アルコール依存症の治療の拠点となり、適切な医療を提供することができる専門医療機関の質的・量的拡充に向けた取組を進めるとともに、連携拠点となる依存症治療拠点機関を選定し、医療体制を整備します。【障がい福祉課】
- 福井県立病院は基幹総合病院（救命救急センター併設）型の依存症治療拠点機関として、様々なアルコール関連の疾患や病態が集約されます。重症者のみならず、より多くのハイリスク飲酒～軽症依存症者に支援の輪を広げ、救急科や身体科との緊密な連携の中で総合病院の特性を活かした心身両面からのシームレスな多職種チーム医療を推進します。【福井県立病院】

イ アルコール医療の推進と地域連携支援体制の強化

- アルコール依存症治療拠点機関が医療機関を対象に依存症に関する研修を実施し、かかりつけ医や一般内科、救急医等が身体症状に隠れたアルコール健康障害を見つけ、必要な場合は、専門の医療機関に早期につなぎます。【障がい福祉課】
- 依存症治療拠点機関は地域の連携拠点として中心的な役割を担い、早期診断・治療導入、身体合併症を含む心身両面からの救急急性期医療、適時適切な支援、教育や普及啓発など、医療・保健・福祉・行政をつなぐ依存症医療体制のネットワーク整備を進めます。【福井県立病院・障がい福祉課・精神保健福祉センター】

ウ 人材養成

- アルコール依存症対策従事者の人材養成にあたり、国において実施される依存症等に関する研修や会議への参加を促します。【障がい福祉課】

- 家族や関係機関が、アルコール依存症について正しく理解し、適切な支援策について学ぶことを目的にアルコール関連問題研修会を年1回開催します。

【精神保健福祉センター】

エ 相談窓口の連携強化

- 福井県人権センターにおいて、アルコール依存症当事者の人権をはじめ、様々な人権問題の総合窓口として、人権相談員や弁護士が相談を受け付けます。 【地域福祉課】
- アルコール依存に起因した犯罪をした者やその家族等からの相談に、保護司等が応じるとともに、必要に応じて就労・居住支援や福祉サービスへの引継ぎなどの支援を行います。 【地域福祉課】
- 健康福祉センターにおいて、精神科医師や保健師による精神保健相談を実施する等、アルコール依存進行防止に向けた支援および関係機関や支援団体等との連携強化を行います。 【障がい福祉課】
- アルコール依存症当事者や家族に対して、来所相談・電話相談に対応し、支援および関係機関との連携強化を行います。 【精神保健福祉センター】
- アルコール依存少年およびその保護者からの相談に対して、必要な指導・助言その他、必要に応じて関係機関に情報を共有し引き継ぐ等の連携を図ります。

【警察本部 人身安全・少年課】

オ 調査研究の活用

- 国が行うアルコール健康障害に関する調査研究等の情報やデータを医療機関等の関係機関と共有し、アルコール依存症対策の充実のため活用します。 【障がい福祉課】

③ 再発予防

アルコール健康障害の再発予防のためには、社会全体が当事者や家族の状況を理解し、それぞれの人の回復に向けた決意や努力を尊重しながら支援の輪を広げていくことが重要であることを踏まえ、自助グループおよび民間団体と連携して当事者の円滑な社会復帰を後押しします。

ア 依存症に対する適切な医療を提供することができる医療機関の充実・確保

- アルコール依存症治療の拠点となり、適切な医療を提供することができる専門医療機関の質的・量的拡充に向けた取組を進めるとともに、連携拠点となる依存症治療拠点機関を選定し、医療体制を整備します。 【障がい福祉課】

- 福井県立病院は基幹総合病院（救命救急センター併設）型の依存症治療拠点機関として、様々なアルコール関連の疾患や病態が集約されます。重症者のみならず、より多くのハイリスク飲酒～軽症依存症者に支援の輪を広げ、救急科や身体科との緊密な連携の中で総合病院の特性を活かした心身両面からのシームレスな多職種チーム医療を推進します。【福井県立病院】

イ 地域における専門医療機関、治療拠点機関および相談拠点の周知および連携体制の強化

- アルコール依存症専門医療機関、治療拠点機関および相談機関について、県のホームページへの掲載を行い、アルコール関連問題啓発週間（毎年 11 月 10 日～同月 16 日まで）に併せた周知を行います。【障がい福祉課】
- 依存症治療拠点機関・専門医療機関は連携拠点として、精神保健福祉センターは相談拠点として、それぞれ中心的な役割を担い、早期診断・治療導入、身体合併症を含む心身両面からの救急急性期医療、適時適切な支援、教育や普及啓発など、医療・保健・福祉・行政をつなぐ依存症医療体制のネットワーク整備を進めます。【福井県立病院、障がい福祉課、精神保健福祉センター】

ウ 家族支援体制の整備

- アルコール依存症の問題に悩む家族が、テーマミーティングや家族同士の話し合いにより、依存症についての正しい知識を学び、当事者への適切な対応について考える機会を持つことおよび家族自身が回復することを目的に、依存症家族教室を偶数月に 1 回開催します。【精神保健福祉センター】

エ 社会復帰支援

- アルコール依存症当事者が適切に社会復帰につながるよう、テキストを用いて依存症についての正しい知識や適切な対応について学び、回復を継続できることを目的に依存症回復プログラムを週 1 回（半期 17 回×2クール）開催します。【精神保健福祉センター】

オ 民間団体の活動支援

- アルコール依存症再発防止に向けた、民間団体の活動の情報発信や、民間団体が開催する研修会等への職員派遣の協力等を通じて、連携強化を図ります。【障がい福祉課・精神保健福祉センター】

(2) 薬物依存症対策

県では、福井県第2次再犯防止推進計画等に基づき、関係機関が各種事業を実施しています。本アクションプランにおいても、福井県第2次再犯防止推進計画等との整合性を取りながら、各種施策を推進します。

① 発生予防

薬物依存についても、その発生を予防するためには、若い頃から関連する正しい知識を身につけておくことが重要であるため、一般県民への周知広報に加え、教育の現場等を通じた若い世代への普及啓発に力を入れて取り組みます。

ア 教育の振興等

- 学習指導要領に基づき、小学校・中学校・高等学校での薬物乱用防止教育を推進します。
【保健体育課】
- 薬物乱用防止教室を、学校保健計画に位置付け、すべての中学校および高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努めます。
【保健体育課】

イ 依存症の正しい知識の普及

- 青少年愛護センター補導員、青少年推進員等による、街頭補導や各種指導の場において、注意喚起を行います。
【県民安全課】
- 小学校・中学校・高等学校の各学校と大学における薬物乱用防止教室の開催や、啓発街頭キャンペーンの実施などを通して、若年層を中心に薬物乱用防止の普及啓発を図ります。
【医薬食品・衛生課】
- 薬物依存症等の問題に悩む当事者や家族、保健・医療・福祉等の関係者を対象に、アデクション（依存症）を考えるセミナーを月1回開催し、依存症の基本的な知識、その予防や回復、支援についての普及啓発を図ります。
【精神保健福祉センター】
- 小学校・中学校・高等学校の各学校と連携した、学校における薬物乱用防止教室の実施や、イベント会場等において、DVD等の視聴、薬物の標本などにより、薬物の有害性・依存性について指導教養・広報啓発し知識の普及を行います。
【警察本部 人身安全・少年課】
- 大学、企業、外郭団体等各種団体に対し、薬物乱用防止に関する広報・啓発活動を行います。
【警察本部 組織犯罪対策課】

ウ 様々な機関が連携した相談体制構築

- 福井県人権センターにおいて、薬物依存症当事者の人権をはじめ、様々な人権問題の総合窓口として、人権相談員や弁護士が相談を受け付けます。【地域福祉課】
- 薬物依存に起因した犯罪をした者やその家族等からの相談に、保護司等が応じるとともに、必要に応じて就労・居住支援や福祉サービスへの引継ぎなどの支援を行います。【地域福祉課】
- 家族や関係機関が、薬物依存症について正しく理解し、適切な支援策について学ぶことを目的とした研修会を年1回実施します。【精神保健福祉センター】

エ 関係事業者の取組

- 医療機関や民間の立ち直り施設などを紹介したチラシ等を「福井社会復帰支援ネットワーク協議会」を通じて福井保護観察所等の更生保護関係機関や民間団体が直接本人に配布し、適切な支援につなげます。【地域福祉課 障がい福祉課】
- 福井保護観察所の主催する「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域の関係機関連絡協議会」に引き続き参画し、関係機関との連携強化を図ります。【地域福祉課 障がい福祉課】

② 進行予防

精神保健福祉センターや健康福祉センターが中心となって、相談支援の場所を確保するとともに、一般医療機関を含む関係機関や自助グループおよび民間団体と連携して当事者を適切な医療や支援につなげるにより、薬物依存症の進行を予防します。

ア 依存症に対する適切な医療を提供することができる医療機関の充実・確保

- 薬物依存症の治療の拠点となり、適切な医療を提供することができる専門医療機関の質的・量的拡充に向けた取組を進めるとともに、連携拠点となる依存症治療拠点機関を選定し、医療体制を整備します。【障がい福祉課】

イ 人材養成

- 薬物依存症対策従事者の人材養成にあたり、国において実施される依存症等に関する研修や会議への参加を促します。【障がい福祉課】
- 家族や関係機関が、薬物依存症について正しく理解し、適切な支援策について学ぶことを目的とした研修会を年1回実施します。【精神保健福祉センター】

ウ 相談窓口の連携強化

- 福井県人権センターにおいて、薬物依存症当事者の人権をはじめ、様々な人権問題の総合窓口として、人権相談員や弁護士が相談を受け付けます。【地域福祉課】
- 薬物依存に起因した犯罪をした者やその家族等からの相談に、保護司等が応じるとともに、必要に応じて就労・居住支援や福祉サービスへの引継ぎなどの支援を行います。【地域福祉課】
- 健康福祉センターにおいて精神科医師や保健師による精神保健相談を実施する等、薬物依存進行防止に向けた支援および関係機関や支援団体等との連携強化を行います。【障がい福祉課】
- 薬物依存症当事者や家族に対して、来所相談・電話相談に対応し、支援および関係機関との連携強化を行います。【精神保健福祉センター】
- 薬物乱用少年およびその保護者からの相談に対して、必要な指導・助言その他、必要に応じて関係機関に情報を共有し引き継ぐ等の連携を図ります。【警察本部 人身安全・少年課】

エ 調査研究の活用

- 国が行う薬物依存症に関する調査研究等の情報やデータを医療機関等の関係機関と共有し、薬物依存症対策の充実のため活用します。【障がい福祉課】

③ 再発予防

依存症の再発予防のためには、社会全体が当事者や家族の状況を理解し、それぞれの人の回復に向けた決意や努力を尊重しながら支援の輪を広げていくことが重要であることを踏まえ、自助グループおよび民間団体と連携して当事者の円滑な社会復帰を後押しします。

ア 依存症に対する適切な医療を提供することができる医療機関の充実・確保

- 薬物依存症治療の拠点となり、適切な医療を提供することができる専門医療機関の質的・量的拡充に向けた取組を進めるとともに、連携拠点となる依存症治療拠点機関を選定し、医療体制を整備します。【障がい福祉課】

イ 地域における専門医療機関、治療拠点機関および相談拠点の周知

- 薬物依存症専門医療機関、治療拠点機関および相談機関について、県のホームページへの掲載を行い周知を図ります。【障がい福祉課】

ウ 家族支援体制の整備

- 薬物依存症の問題に悩む家族が、テーマミーティングや家族同士の話し合いにより、依存症についての正しい知識を学び、当事者への適切な対応について考える機会を持つこと、および家族自身が回復することを目的に、依存症家族教室を偶数月に1回開催します。

【精神保健福祉センター】

エ 社会復帰支援

- 薬物依存症当事者が適切に社会復帰につながるよう、テキストを用いて依存症についての正しい知識や適切な対応について学び、回復を継続できることを目的に依存症回復プログラムを週1回（半期17回×2クール）開催します。

【精神保健福祉センター】

オ 民間団体の活動支援

- 薬物依存再発予防に向けた民間団体の活動の情報発信や、民間団体が開催する研修会等への職員派遣の協力等を通じて、連携強化を図ります。

【障がい福祉課・精神保健福祉センター】

(3) ギャンブル依存症対策

本県には、公営競技場が 2 箇所存在し、多くの人が公営競技やばちんこ等を健全に楽しんでいます。その一方で、これらのギャンブル等にのめり込むことにより、当事者およびその家族の日常生活や社会生活に支障をきたすだけでなく、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。また、昨今では違法性のあるインターネットでのギャンブル（オンラインカジノ等）も問題となっております。

特に、ギャンブル依存症当事者やその家族は、依存症に対する自覚がないままに金銭トラブルの解決を目的として、債務整理関係の相談を行うことが多いといった特性があることなどを踏まえ、施策に取り組むこととします。

① 発生予防

ギャンブル依存症については、不適切なギャンブルへの誘因を防止することが重要な対策となることから、関係機関と連携した普及啓発を実施し、ギャンブル等依存症の発生の予防に取り組めます。

ア 教育の振興等

- 学習指導要領に基づき、高等学校において、ギャンブルへの過剰な参加の危険性について教育を推進します。【保健体育課】

イ 依存症の正しい知識の普及

- ギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年 5 月 14 日～同月 20 日まで）等の機会を通じ、ギャンブル等依存症の正しい知識・理解の普及啓発を実施します。【障がい福祉課】
- ギャンブル依存症の問題に悩む当事者や家族、保健・医療・福祉等の関係者を対象に、アディクション（依存症）を考えるセミナーを月 1 回開催し、依存症の基本的な知識、その予防や回復、支援についての普及啓発を図ります。【精神保健福祉センター】
- 家族や関係機関が、ギャンブル依存症について正しく理解し、適切な支援策について学ぶことを目的とした研修会を年 1 回実施します。【精神保健福祉センター】

ウ 様々な機関が連携した相談体制構築

- 多重債務者の解決に向け、弁護士会、司法書士会と連携開催する無料相談会において、債務整理方法に関する助言を行います。【県民安全課】
- 福井県人権センターにおいて、薬物依存症当事者の人権をはじめ、様々な人権問題の総合窓口として、人権相談員や弁護士が相談を受け付けます。【地域福祉課】

- 薬物依存に起因した犯罪をした者やその家族等からの相談に、保護司等が応じるとともに、必要に応じて就労・居住支援や福祉サービスへの引継ぎなどの支援を行います。

【地域福祉課】

エ 関係事業者等の取組

- 福井県遊技業協同組合、越前三国競艇企業団等と連携し、関係事業者が行う相談窓口における相談対応や、普及啓発等の取組を推進します。 【障がい福祉課】
- 福井県多重債務者対策協議会や福井県自殺・ストレス防止対策協議会と連携し、多重債務者の相談窓口の周知徹底を図るなど、多重債務者対策に取り組みを行います。

【県民安全課】

② 進行予防

ギャンブル依存症については、金銭トラブルなどが関連する特有の課題があることを踏まえ、関係機関と連携してギャンブル依存症の進行および関連する問題の深刻化を予防します。

ア 依存症に対する適切な医療を提供することができる医療機関の充実・確保

- ギャンブル等依存症の治療の拠点となり、適切な医療を提供することができる専門医療機関の質的・量的拡充に向けた取組を進めるとともに、連携拠点となる依存症治療拠点機関を選定し、医療体制を整備します。 【障がい福祉課】

イ 人材養成

- ギャンブル依存症対策従事者の人材養成にあたり、国において実施される依存症等に関する研修や会議への参加を促します。 【障がい福祉課】
- 家族や関係機関が、ギャンブル依存症について正しく理解し、適切な支援策について学ぶことを目的とした研修会を年1回実施します。 【精神保健福祉センター】

ウ 相談窓口の連携強化

- 福井県人権センターにおいて、ギャンブル依存症当事者の人権をはじめ、様々な人権問題の総合窓口として、人権相談員や弁護士が相談を受け付けます。 【地域福祉課】

- ギャンブル依存に起因した犯罪をした者やその家族等からの相談に、保護司等が応じるとともに、必要に応じて就労・居住支援や福祉サービスへの引継ぎなどの支援を行います。

【地域福祉課】

- 健康福祉センターにおいて、精神科医師や保健師による精神保健相談を実施する等、ギャンブル依存進行防止に向けた支援および関係機関等や支援団体との連携強化を行います。

【障がい福祉課】

- ギャンブル依存症当事者や家族に対して、来所相談・電話相談に対応し、支援および関係機関との連携強化を行います。

【精神保健福祉センター】

エ 調査研究の活用

- 国が行うギャンブル依存症に関する調査研究等の情報やデータを医療機関等の関係機関と共有し、依存症対策の充実のため活用します。

【障がい福祉課】

③ 再発予防

ギャンブル等依存症の再発予防のためには、社会全体が当事者や家族の状況を理解し、それぞれの人の回復に向けた決意や努力を尊重しながら協力して支援の輪を広げていくことが重要であることを踏まえ、自助グループおよび民間団体と連携して当事者の円滑な社会復帰を後押しします。

ア 依存症に対する適切な医療を提供することができる医療機関の充実・確保

- ギャンブル依存症治療の拠点となり、適切な医療を提供することができる専門医療機関の質的・量的拡充に向けた取組を進めるとともに、連携拠点となる依存症治療拠点機関を選定し、医療体制を整備します。

【障がい福祉課】

イ 地域における専門医療機関、治療拠点機関および相談拠点の周知

- ギャンブル依存症専門医療機関、治療拠点機関および相談機関について、県のホームページへの掲載を行い周知を図ります。

【障がい福祉課】

ウ 家族支援体制の整備

- ギャンブル依存症の問題に悩む家族が、テーマミーティングや家族同士の話し合いにより、依存症についての正しい知識を学び、当事者への適切な対応について考える機会を持つことおよび家族自身が回復することを目的に、依存症家族教室を偶数月に1回開催します。

【精神保健福祉センター】

エ 社会復帰支援

- ギャンブル依存症当事者が適切に社会復帰につながるよう、テキストを用いて依存症についての正しい知識や適切な対応について学び、回復を継続できることを目的に依存症回復プログラムを週1回（半期17回×2クール）開催します。

【精神保健福祉センター】

オ 民間団体の活動支援

- ギャンブル依存再発防止に向けた民間団体の活動の情報発信や、民間団体が開催する研修会等への職員派遣の協力等を通じて、連携強化を図ります。

【障がい福祉課・精神保健福祉センター】

6 推進体制

(1) 関連施策との有機的な連携

本プランに基づく施策推進にあたっては、第 8 次福井県医療計画に基づく施策をはじめ、医療、家族・子育て支援、健康増進、自殺防止、多重債務、犯罪予防などの関連施策との有機的な連携により取り組むこととします。

(2) 見直しの考え方および計画の推進体制

本プランの策定後も、国の依存症等の関係基本計画の動向を踏まえるとともに、医療、福祉、自助グループ・回復支援施設等の民間団体等の代表者で構成する「福井県依存症対策推進協議会」において、必要な事項の協議やプランの達成状況の評価等を毎年度行います。また、第 8 次福井県医療計画に併せ、必要に応じて中間見直しを実施します。